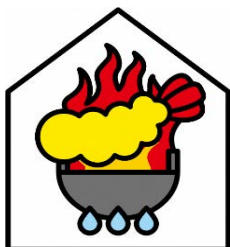


小規模な飲食店にも 消火器の設置が必要です！



改正の背景

平成 28 年 12 月 22 日に新潟県糸魚川市で発生した火災を踏まえて、消防法が平成 30 年 3 月 28 日に改正され小規模な飲食店にも消火器の設置が義務化されました。



対象

火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等。

期日

平成 31 年 10 月 1 日から消火器の設置が義務化となりました。

注意点

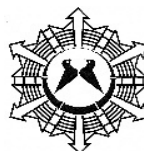
消火器は家庭用ではなく業務用の消火器を設置する必要があります。

設置後は点検を行い、1 年に 1 回消防本部への報告が必要になります。

消火器の設置義務免除の要件

火を使用する設備又は器具全てに以下のような防火上有効な措置を設けている場合は設置義務が免除となります。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置
- その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（圧力感知安全装置等）



八幡市消防本部・予防課
TEL 075-981-0304（直通）
平日 8 時 30 分～17 時 15 分

八幡市消防本部（署）
TEL 075-981-4119（代表）